

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田五 ○番七地先から同市大字五味ヶ谷字 広田五○番八地先まで		区 間
九・三五〇 一五・三一	九・三五〇 一五・三一	敷地の幅員 (メートル)
一七・二五		延 長 (メートル)
		備 考